

金融経済教育研究会・報告書（案）

1. はじめに

今日の社会においては、貯蓄・資産運用商品、住宅ローン、保険等様々な金融商品を利用しており、金融との関りを避けることはできない。こうした中、詐欺的な商品は回避しつつ、それぞれにあった金融商品を適切に利用選択する力を身に付けることが求められる。

さらに、近年、金融機関が様々な金融商品の提供を行う一方、利用者からみると、金融商品の仕組みとリスクは複雑なものとなっている。こうした中、利用者保護の実現には、政府による規制だけでは限界がある。政府の規制を補完するためにも、利用者側の金融リタラシー¹を向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要である。こうした認識は、先般の金融危機を踏まえ、OECD や G20 等における国際的な議論においても共有されている²。

また、我が国の家計は、巨額の金融資産を保有しているが、デフレ継続下において、その過半は現預金で運用されている。現在、政府の強力な政策対応によって、経済環境に変化の兆しが見られているが、家計による中長期の分散投資が促進されれば、成長分野への持続的な資金供給に資する効果をもたらし、デフレ不況脱却を金融面から支援することも期待される。

こうしたことから、国民の金融リタラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められている。

このため、金融経済教育の現状をあらためて把握するとともに、我が国にお

¹ 本報告書においては、「金融リタラシー」について、OECD/INFE の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則（2012 年 6 月）」における定義（「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし (well-being) を達成するために必要な金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」）と同様の意味で用いている。なお、米英では、ほぼ同じ内容について、「金融ケイパビリティ」という用語を用いている。

² OECD 金融教育に関する国際ネットワーク（INFE (International Network on Financial Education)）は、平成 24 年（2012 年）6 月に「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」をとりまとめた。そこでは、金融経済教育の推進にあたっては、国のレベルでよく調整された戦略を立てることが、資源と労力の重複を避けつつ効率性を実現するための最善の手段の一つであるとされている。

また、昨年 6 月に開催された G20 ロスカボス・サミット首脳宣言において、「金融教育に関し、我々は、金融教育のための国家戦略に関する OECD/INFE ハイレベル原則を承認し、OECD 及び世界銀行に対し、金融包摂に関するグローバル・パートナーシップ (GPFI) と協力して、金融教育を推進するための更なるツールを提供し、次回サミットに進捗報告書を提出するよう求める」とされている。

ける金融経済教育の今後のあり方について検討を行うこととし、平成 24 年(2012 年) 11 月に、金融庁・金融研究センターに、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」が設置され、平成 25 年(2013 年)〇月まで計〇回開催された。本報告書は、今後の金融経済教育の進め方について、知識の習得に加え行動面を重視するとともに、最低限習得すべき金融リタラシーを明確化し、関係者で共有を図るべきといった議論を踏まえ、とりまとめられたものである。

2. 金融経済教育の意義・目的

(1) 生活技術としての金融リタラシー

現代社会においては、ライフステージの各場面で、貯蓄・資産運用、住宅ローン、保険加入等、様々な金融商品を利用し、金融との関わりを持つことは避けられないこととなっている。

こうした中、我が国の現状をみると、多重債務問題の発生や金融資産ゼロ世帯の増加³等がみられ、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、無駄な浪費は控え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計にあった金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けることがますます重要となっている。

このような習慣・知識・判断力をしっかり持って生活する力（生活技術としての金融リタラシー）の向上により、リスク・リターンをはじめとする様々な金融商品の特質を理解し、詐欺的な商品は回避しつつ、計画的な貯蓄と安定的な資産形成につながる運用を行うとともに、必要に応じ、保険や借入を適切に活用できるようになると考えられる。

(2) 健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リタラシー

近年の規制緩和等により、従前にも増して多種多様な金融商品の提供が可能となり、金融商品の仕組みとリスクがますます複雑化しているため、利用者がこれらを正確に理解することはより困難となっている。こうした中、金融機関等に対しては、利用者の知識・経験・財産の状況に応じて、分かりやすい説明に努めること（「適合性の原則」）をはじめ、様々な規制が行われてきているが、利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界がある。また、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、政府の規制を補完するためにも、利用者側の金融リタラシ

³ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（2012 年）」によれば、金融資産非保有世帯比率（2 人以上世帯）は 26%。

一を向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要である。

さらに、需要側の商品を選別する目が商品の質の改善に重要な役割を果たすということもあげられる。我が国では、自動車や家電等をはじめ、商品やサービスの質が高いが、その背景には、商品・サービスの質に関する消費者の要求水準が高く、供給者がより良い商品を提供することを常に求められていることがあると考えられる。金融分野においても、利用者の金融リタラシーが向上し、利用者の選別の目が確かなものとなってくれば、より良い金融商品が普及していくことが期待される。

(3) 我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リタラシー

投資にあたっては、理論上、投資対象や時期を分散させて投資を行うことで中長期的に安定的なリターンを得られるとされているが、我が国の約1,500兆円の家計金融資産は、現状その過半が現預金で運用されている。その背景には、我が国において過去デフレが継続したという経済環境も考えられるが、分散投資や長期投資のメリットについての理解が十分でないことも要因として考えられる。

しかしながら、デフレ下においても国内外の株・債券への分散投資から相応のリターンが得られたという試算⁴もあることから、中長期の分散投資が促進されれば、家計が金融資産からより良いリターンを安定的に得ることも可能と考えられる。また、こうした家計金融資産の分散・長期投資が、結果として、成長分野への持続的な資金供給に資する効果ももたらし、ひいては国民経済全体の成長にも貢献することも期待される⁵。

このように、金融経済教育の意義・目的は、金融リタラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくということを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくことにある⁶。

3. 我が国の金融経済教育の現状

金融経済教育は、平成12年（2000年）6月の金融審議会答申「21世紀を支

⁴ 第1回「金融経済教育研究会」の資料2の「グローバルな分散投資の意義」を参照。

⁵ 先般とりまとめられた「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）において、「金融経済教育の推進」が盛り込まれている。

⁶ こうした考え方は、平成24年8月に成立した「消費者教育推進法」の次の考え方にも沿ったものとなっている。

・被害を防止するとともに、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援

・自らの行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢等に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会（消費者市民社会）の形成に積極的に参画

える金融の新しい枠組みについて」において、金融サービスのルールに関する新しい枠組みについての議論の中で、金融分野における消費者教育の推進も重要な施策の一つとして位置付けられた。

その後、ペイオフ全面解禁前の平成 17 年（2005 年）3 月に、金融庁において「金融経済教育懇談会」が設置され、同年 6 月に「金融経済教育に関する論点整理」がとりまとめられた。当該論点整理の中では、同年 7 月に新設された「金融サービス利用者相談室」や金融庁主催のシンポジウムの効果的な活用をはじめ、金融庁として直ちに実施すべき 7 項目が掲げられ、それらの実施が図られてきている⁷。

こうした経緯も踏まえつつ、現状、金融庁をはじめとする関係当局、金融広報中央委員会⁸や各都道府県金融広報委員会、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO 団体等の多種多様な関係者によって、様々な取組みが行われているところである⁹。

（１）金融広報中央委員会における金融経済教育の現状

金融広報中央委員会は、昭和 27 年（1952 年）に貯蓄増強中央委員会として発足し、その後平成 13 年（2001 年）に現在の名称に変更された。金融広報中央委員会は、業界横断的なネットワークを活用し、各都道府県金融広報委員会や関係団体と連携しながら、これまで金融経済教育を推進してきたところである。

具体的には、

- ・学校における金融教育を効果的に進めるために、教員、学識経験者、政府と連携しながら、小・中・高等学校の各段階における金融教育のあり方、指導計画例を取りまとめた「金融教育プログラム¹⁰」の作成、
 - ・さらに、平成 24 年（2012 年）9 月には、国民の金融リタラシーの水準を客観的に把握する観点から、知識に加え、金融行動や態度に関する調査項目を加えた、「金融力調査¹¹」の公表、
- を行っているほか、学校段階、社会人・高齢者段階における金融経済教育の推進に向けた様々な取組みを行っている。

⁷ 7 項目に対する実施状況については、第 6 回「金融経済教育研究会」の参考資料 1 を参照。

⁸ 金融経済団体、報道機関、消費者団体等の各代表等、学識経験者、日本銀行副総裁で構成され、金融庁をはじめとする関係当局の局長、日本銀行理事が参与として参画する組織（事務局は日本銀行情報サービス局内）。

⁹ 詳細は、第 6 回「金融経済教育研究会」の参考資料 2 を参照。

¹⁰ 金融教育プログラムにおける年齢層別の金融教育内容については、第 5 回「金融経済教育研究会」の参考資料 1 を参照。

¹¹ 18 歳以上の 10,000 人を対象に、個人のお金や金融に関する知識や行動の特色を把握するために実施。回収できた 3,531 人分を集計・分析。

（２）学校段階における金融経済教育の現状

学校段階における金融経済教育は、主として社会科・公民科及び家庭科で実施されてきている。

平成 18 年（2006 年）には、昭和 22 年（1947 年）に制定された教育基本法が全面的に改正され、教育の目標として、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することや、主体的に社会に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと等が規定された。

これを受け、平成 20 年（2008 年）には小・中学校、平成 21 年（2009 年）には高等学校の学習指導要領が改訂され、授業時間に制約がある中、金融経済教育に関する内容の充実が図られた。小学校は平成 23 年度（2011 年度）、中学校は平成 24 年度（2012 年度）から全面実施され、高等学校は平成 25 年度（2013 年度）から年次進行で実施される予定である。

学習指導要領改訂後の教育内容を教科ごとにみると、社会科・公民科では、現在の経済社会と経済活動のあり方の中で、株式会社の仕組み、直接金融や間接金融などの金融の仕組みや働き、金融の自由化・国際化など金融に関する環境の変化について教育が行われることとされている。

家庭科では、新学習指導要領に「生涯の生活設計」が新たに盛り込まれ、新たな教科書には、単に預貯金をするだけでなく、運用をするという視点で金融商品を選択することの重要性や、運用には必ずリスクがあるため、金融商品の特徴をよく理解した上で、目的や期間によって投資先を分けることなどに関する記述が盛り込まれている。

（３）社会人・高齢者段階における金融経済教育の現状

①業界団体・各金融機関等の取組み

全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会等の業界団体においては、自らが取扱っている預金、株式、投資信託、保険といった個別の金融商品についての説明、資産運用や投資知識の向上のためのセミナー・出張講座、投資や資産運用について意識の啓発を図るイベントなど様々な取組みが行われている。

また、各金融機関においても、セミナーや出張講座等の取組みが行われている。

さらに、日本 FP 協会においても、学校段階、生活者段階において貯蓄・投資等の分野別に必要な知識・スキルをまとめた「パーソナルファイナンス教育スタンダード¹²」の作成や、家計管理や生活設計に関する各種セミナー等の取組みが行われている。

¹² 詳細は、第 5 回「金融経済教育研究会」の参考資料 2 を参照。

②自治体（消費生活センター、公民館等）の取り組み

消費者保護を目的として、消費生活相談、消費者啓発活動、生活に関する情報提供を行うため、各都道府県や市町村に設置されている行政機関である消費生活センターにおいては、多重債務問題への注意喚起、詐欺的商法・犯罪の被害に遭わないための啓発活動を中心とした取り組みが行われている。

また、生活に即した教育・学術・文化に関する事業を実施するため、市町村に設置されている教育施設である公民館では、金融・保険・税金、消費者問題といった金融経済教育に関する講座が開催されているものの、育児・保育・しつけ、料理・食品・食生活といった他のテーマに比べれば、講座数、受講者数ともに少ない状況にある¹³。

③確定拠出年金加入者への投資教育

確定拠出年金（Defined Contribution Plan。以下 DC）の企業型は、事業主が実施するものであるが、加入者（従業者）の管理資産についての運用の指図は加入者自身が行い、運用リスクについても加入者が負うこととなる制度であることから、事業主の責務として、加入者に対して、いわゆる投資教育を行う努力義務が規定¹⁴されている。実際には、投資教育は事業主から委託を受けた運営管理機関¹⁵が実施している場合が多く、企業が DC 制度を導入する際の研修のほか、再教育や DC 制度への関心を促す機会として継続研修を実施することを求めている¹⁶。

④市民グループ等の取り組み

このほか、各地の様々な市民グループ等において、主婦や高齢者のイニシアティブで、金融商品のしくみやライフプランの立て方等自分たちの関心にあわせた自主的な学習が行われている。

¹³ 文部科学省「社会教育調査（2008 年度）」によれば、育児・保育・しつけの講座数 20,858 件、受講者数 800,564 人、料理・食品・食生活の講座数 19,730 件、430,092 人に対し、金融・保険・税金の講座数 271 件、受講者数 9,161 人、消費者問題の講座数 418 件、受講者数 33,008 人となっている。

¹⁴ 確定拠出年金法第 22 条第 1 項において、「事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第 25 条第 1 項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

¹⁵ 確定拠出年金において、制度の運営管理を行う専門機関で主に金融機関等が担っている。運営管理機関の業務は、確定拠出年金の加入者への運用方法の提示や、加入者が運用方法を選定する上で必要となる各種情報の提供、加入者の属性や運用実績の管理（口座管理）等である。

¹⁶ 平成 23 年 8 月、年金確保支援法において、投資教育の継続的実施が明確化され、確定拠出年金法第 22 条第 2 項において、事業主は、企業型年金加入者等が行う運用の指図に資するための必要な措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、有効に活用することができるよう配慮するものとするとされている。

4. 今後の金融経済教育の進め方

(1) 身に付けるべき金融リタラシー

①金融リタラシーにおける行動面の重視

我が国の金融経済教育は、上述の通り、学校段階、社会人・高齢者段階のいずれにおいても様々な教育活動が行われてきているが、内容的には金融や経済の知識の習得が重視される傾向がみられる。他方、OECD や米英等の諸外国では、近年、知識に加え、健全な家計管理や生活設計の習慣化という行動の改善と適切な金融商品の選択というスキルが重視される傾向にある。

【国際的な動向】

(a) OECD

OECD/INFE の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」においても、金融が持続的かつ健全に発展していくためには、政府による規制のみではなく、利用者側が適切な行動をとることも重要であるとして、知識だけではなく、適切な態度や行動を身に付けることも含めて金融リタラシーと定義されている（2 頁の脚注 4 参照）。

(b) イギリス

FSA（金融サービス機構（Financial Services Authority））¹⁷が実施した「英国における金融ケイパビリティ」（2006 年 3 月）という調査¹⁸において、家計管理や長期的な生活設計の能力の欠如が金融取引を巡りトラブルを招いているとの指摘を行った上で、身に付けるべき金融リタラシーとして以下の 4 つを掲げている。

- ・家計管理（収支を一致させること、収支を記録することの重要性）
- ・長期的な生活設計（緊急事態に備えた資金の確保、中長期的な教育資金・老後資金の確保のため計画を立てる重要性）
- ・金融知識（金利（単利、複利）、分散投資、インフレーション、デフレーション等の知識の理解の重要性）
- ・適切な金融商品の選択（投資商品、保険商品、ローン商品で適切な商品を選択する能力の重要性）

¹⁷ 各種金融規制当局が集約されて単一の規制当局として 1997 年に発足した金融監督機関。

¹⁸ 18 歳以上の 5,300 人を対象。

(c) アメリカ

「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会¹⁹」に関する大統領令（2010年1月29日）において、「金融ケイパビリティとは、知識とスキルとアクセスに基づいて金融資源を効果的に管理する能力である。（中略）金融ケイパビリティは、個人に、情報を選択し、落とし穴を避け、どこに助けを求めにいったらよいかを知り、現状を改善し長期的な金融的厚生を改善するための行動を取る力を与える。」とされており、知識・スキルのほか、どこに助けを求めにいったらよいかというアクセスの重要性が追加されている²⁰。

我が国においても、上述（2.（1））のとおり、「生活技術としての金融リタラシー」を身に付けることが金融経済教育の目的の一つであり、単に金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けることや、必要な場合に事前にアドバイス等の外部の知見を求めることも、重要であると考えられる。

また、金融商品の利用選択に関する知識の充実が家計金融資産からより良いリターンを安定的に得る上で重要であり、知識面でもこうした点の教育が重要と考えられる。

以上を踏まえれば、我が国においても、金融や経済にかかる知識に加え、堅実な暮らしを確立し、老後も憂いなく暮らしていくために身に付けるべき金融リタラシーとして、家計管理や生活設計、外部の知見の活用といった行動面をより重視していくとともに、投資商品、保険商品、ローン商品といった基本的な金融サービスについての適切な利用選択に必要な基本的な着眼点等の教育に注力していく必要がある。

②最低限習得すべき金融リタラシーへのフォーカス化

金融経済教育は、上述の通り、多種多様な実施主体によって様々な活動が行われてきているが、学校段階、社会人・高齢者段階とも、金融経済教育に充てることができる機会・時間には制約があり、効率的・効果的に金融経済

¹⁹ ブッシュ政権時の2008年1月に「金融リタラシーに関する大統領諮問委員会」を設置。オバマ政権となった後の2010年1月に「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会」と名称を変更。金融ケイパビリティに係る政策の勧告を行うことを任務とし、政府関係者、学識経験者、業界団体、NPO団体の代表者等で構成されている。

²⁰ 金融分野の専門性・複雑性から、事前の金融経済教育をいかに充実させても、全ての者が自身の判断のみで適切な金融行動を取ることは難しい。このため、必要な場合に、情報・アドバイスへのアクセスを求めることも金融リタラシーの重要な要素とされている。近年、イギリスで予防的アドバイスが重視されていること（後述（2）②（d）参照）も同様の考え方に基づくものと考えられる。

教育を推進するためには、推進体制の整備（（３）①で後述）と併せ、まずは最低限習得すべき金融リタラシーにフォーカスしていくことが重要である。

もとより、様々な実施主体が画一的な教育を行う必要はないが、国全体として効率的・効果的に金融経済教育を推進していく上では、最低限身につけるべき事項についてコンパクトな形でまとめたものを関係者で共有し、これにフォーカスした形で進めていくことは有意義であると考えられる。

上記①も踏まえ、具体的に、生活技術として習得することが必須な事項として、最低限身につけるべき金融リタラシーを 15 の項目に整理すれば、以下のとおりである。

(a) 家計管理

項目 1：適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化

それぞれのライフプランを実現していく上での経済的な裏付けを考えていく第一歩が、適切な収支管理の習慣化である。現状の収入や支出をきちんと把握し、無駄な支出は抑え、収支の改善に努めることといった、適切な収支管理の習慣を身に付けることが全ての前提となる。

(b) 生活設計

項目 2：ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解

終身雇用制の下、就職、結婚、出産、住宅取得、退職といったライフスタイルが、標準的な価値観として受け入れられていた以前とは異なり、今日、その価値観が多様化してきていることから、それぞれの将来の夢や希望を実現するため、自らのライフプランと、それに伴って想定される何段階かのライフステージのイメージを明確化することが必要である。

また、それぞれのライフプランを踏まえ、不測の事態に備える（保険加入・貯蓄）とともに、教育、住宅取得、老後の生活に必要な資金の確保のためにどの程度の金額が必要かを考え、計画的に貯蓄・資産運用を行う姿勢を身に付けることが必要である。

さらに、「いつ」、「何のために」、「どれぐらい」の資金が必要かを把握し、そのために今ある自らの資産を「いつでも使えるようにしておく資金」、「教育や住宅取得等の目的に備えて貯めておく資金」、「長期運用資金」の 3 つに分けることが、適切な金融商品の利用選択の前提であることを理解する必要がある。

(c) 金融知識と適切な金融商品の利用選択

【共通】

項目 3 : 金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）についての理解

金融商品を利用選択するにあたり、基礎となる金利（単利、複利）²¹、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターンといった重要事項について十分理解することが必要である。

資産運用の分野では、一般に、「リスク」という用語は、「リターン（金融商品を一定期間保有した結果生じる収益のトータルを元本で割った収益率（マイナスの場合は損失率）の不確実性の度合い）」という意味で用いられている。

例えば、100 万円をある金融商品に投資した場合に、

- ・ 1 年後に 100 万円分の価値の増大をもたらし、合計 200 万円になる可能性もあれば、価値がゼロになる可能性もある状況を「リスクが高い」、
- ・ 1 年後に最大でも 1 万円分しか価値の増大をもたらさない（合計 101 万円）一方、どんなに悪くても 99 万円は保証されている状況を「リスクが低い」、

といったように用いられる。

他方、保険の分野では、「リスク」は、死亡、疾病、及び火災等による損失や危険の発生の可能性という意味で用いられている。

さらに、日常においても、「リスク」は、保険の分野と同様、損失や危険の発生の可能性というネガティブな意味で用いられていることから、資産運用の分野での「リスク」という用語の正しい理解を難しくしている。

このように、「リスク」は、金融商品の適切な利用選択にあたって重要な概念であり、それぞれの場面でどのような意味で用いられているかについて、理解できるようにしておくことが重要である。

項目 4 : 契約にかかる基本的な姿勢の習慣化

我が国の金融取引におけるトラブルの原因の一つは、入手した情報を吟味せず、あるいは、相手に言われるがまま、内容について自身で十分理解しないまま取引（契約）してしまうこと、また、取引（契約）後も業者等に委ねたままとし、保有する金融商品をめぐる状況の悪化等に気がつかないことである。

金融商品にかかる契約を行う際は、契約内容を確認し、理解できない契

²¹ 金融広報中央委員会「金融力調査（2012 年 9 月）」によれば、単利計算の正答率は 8 割近い水準であるが、複利計算の正答率は 3 割に止まっている。

約は締結しないこと、契約締結後についても、金融商品をめぐる状況を定期的に確認（年間取引報告書等の確認）することの習慣化は、金融分野に限らず、現代の契約社会で生きていく上で当然に身に付けるべき素養である。

項目 5：情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化

金融分野は、その専門性・複雑性から、悪質な者による詐欺的行為が発生しやすい分野である。そうした悪質な者が一定数存在することを前提に、金融商品にかかる取引に入る前に、情報の入手先や取引の相手方が信頼できる業者であるかどうかを確認することが重要である。少なくとも登録業者等であるか否かは、金融庁のウェブサイト等により、確認することが可能である。

項目 6：インターネット取引には、対面取引の場合とは異なる様々な危険が伴うことの理解

近年、インターネット取引が急速に普及し、金融分野においても、より簡易で利便性が高い取引が可能となった一方で、知らないうちに暗証番号が盗まれたり、誤発注をしてしまうといった対面取引の場合とは異なる様々な危険が伴うことを理解することが必要である。

【資産形成商品】

項目 7：高いリターンを得るには、より高いリスクをとる必要があることの理解

一般に、リターンとリスクはトレードオフの関係にあり、金融商品からより高いリターンを得るには高いリスクをとる必要があることを理解することが重要である²²。

この点を理解することで、例えば、通常より高いリターンが得られるとして、「そうしたリターンは必ず実現します」、「損失は発生しません」といった説明が行われる場合にも疑いを持てるようになる。

逆に、リスクを避けてばかりいては、リターンが得られないことから、それぞれが将来に向けて堅実に資産形成を行う上で、どの程度のリスクをとり、どの程度のリターンを目指すかについて考えていく上でも、上記の点の理解は出発点となる。

²² 他方、金融商品によっては、ハイリスク・ローリターンとなる可能性もあり、高いリスクを取れば、必ず高いリターンが保証されるわけではないことにも留意が必要である。

項目 8：資産形成における分散（運用資産の分散、運用開始時期の分散）の重要性の理解

個別の金融商品は、それぞれのリスク（リターンの不確実性の度合い）を有するが、複数の異なるリスク特性を持つ金融商品に分散して投資することで、こうしたリスクを軽減させ、安定したリターンが得られるようにすることは、資産形成商品を取扱う上で最初に理解すべき事項である。

また、分散にも、複数の株式・債券に分散する「投資対象の分散」、国内株式・債券及び外国株式・債券に分散する「投資対象の国際分散」、円だけではなくドル等に分散する「通貨の分散」、一時に資金を投入するのではなく時期をずらして投資していく「時期の分散」があり、いずれも重要である。

なお、「時期の分散」の観点からは、同一の金融商品であっても、長期にわたって、定期的にコツコツと定額で同一の株式や投資信託を購入していけば、取得価格が平準化され、リスクが軽減される効果が期待できることから、積立式の資産形成商品を利用することも選択肢の一つであると考えられる。

この関連で、平成 26 年（2014 年）1 月に導入される日本版 ISA（少額投資非課税制度）²³についても、こうした積立式資産形成の一つのインセンティブとして活用していくことが望ましいとの意見があった。

項目 9：資産形成における長期運用の重要性の理解

元本から生じた利子・配当等を次期の元本に組み入れ、継続的に運用を行うことで、その利子・配当等相当部分に対しても次期の利子がつくという「複利」は資産形成において大きな効果がある。

加えて、長期運用には、金融危機のようなパニック時に底値売りをしてしまい、結果的に損を大きくしてしまう事態を防ぐ効果もあると考えられる。

項目 10：トータルリターンに及ぼす手数料の重要性についての理解

通常の家計が取れるリスクを勘案すれば、長期にわたって安定的に期待できるリターンは数%程度であり、手数料の水準が家計の得るリターンに及ぼす影響は極めて大きいことから、商品選択にあたっては、手数料の水準を十分に意識することが重要である。

²³ 満 20 歳以上なら誰でも口座開設できる。年 100 万円を上限に株式・投資信託を購入した場合、5 年間は配当・譲渡益非課税。5 年経過後は、ISA の新たな枠を活用して非課税保有を続けるか、通常の口座に移して継続保有。

【保険商品】

項目 11：自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解

保険商品を利用選択する前に、自分が何のリスク（死亡、疾病、及び火災等による損失や危険の発生の可能性）に備えるべきかよく整理した上で判断することが重要である。

項目 12：カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

カバーすべき事象に備えて、保険商品を利用選択する場合も、保険以外の貯蓄等で賄える金額も勘案の上で、保険商品でどの程度の金額の備えが必要かをよく整理した上で判断することが重要である。

【ローン・クレジット】

項目 13：住宅ローンを組む際の留意点の理解

- ①無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性
- ②返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性

住宅ローンは、年収を上回る借入れとなることが多いことから、自らの返済能力を十分に把握した上で借入額を判断・決定し、無理のない返済計画を立てることの重要性について十分に理解しておく必要がある。

また、住宅ローンの返済期間の多くは 10～35 年程度と長期にわたることから、その間に金融経済情勢の変化による金利負担が上昇したり、失業その他による収入減によって返済できなくなる事態があることも理解し、必要な対策（固定金利契約の選択、余裕をもった返済計画等）を講じることが重要である。

項目 14：無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化

各種消費者金融（カードローン等）やクレジットカードは、簡単に現金を手に入れ、現金の持ち合わせがなくてもすぐに商品・サービスを手に入れられる等の利便性が高い一方、必要以上に使いすぎるおそれがあること、カードローン等については金利負担も生じることから、その利用にあたって慎重な姿勢をとることの重要性を十分理解しておく必要がある。

また、ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報に記録が残り、将来的に、返済を滞った直接の相手方以外の金融機関・業者からも借入れ等が難しくなる等、広範かつ重大な影響が生じ得ることを理解することが必要である。

(d) 外部の知見の適切な活用

項目 15：金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

金融分野は専門性・複雑性が高く、一定の金融リタラシーを身につけていても、自分だけの知識・判断で完全に身を守ることは難しい。金融商品を利用選択するにあたり、必要な場合には、事前に適切な情報や適切な相談先にアクセスし、アドバイスを求めることの必要性を理解していることも、金融リタラシーの重要な要素である。

③体系的な教育内容のスタンダードの充実

以上述べた、最低限身に付けるべき金融リタラシーについては、学校段階、社会人・高齢者段階のいずれにおいても、無駄や隙間を生じさせないように、体系的に習得させることが、効率的・効果的な金融経済教育の推進にとって重要である。したがって、多種多様な実施主体が、金融経済教育を推進していく上では、上記のような 15 項目に集約した最低限身に付けるべき金融リタラシーとあわせ、年齢別・分野別の教育内容について、体系的にとりまとめた、より詳細なスタンダードを確立することは意義があると考えられる。

この点、イギリスでは、学校段階、社会人・高齢者段階のいずれについても、金融経済教育の包括的なスタンダード²⁴がまとめられており、多種多様な実施主体による金融経済教育推進の指針となっている。

我が国においても、学校段階のスタンダードについては、金融広報中央委員会の「金融教育プログラム」においてまとめられている。今後、学校における金融経済教育についての指針を示した OECD の「学校における金融教育」や、日本 FP 協会の「パーソナルファイナンス教育スタンダード」も参考に、社会人・高齢者段階まで含め、各年代別に習得すべき事項を体系化した教育内容のスタンダードを確立していくことが必要である。

その際、学校段階は、小学生、中学生、高校生、社会人・高齢者段階は、若年社会人（大学生も含む）、一般社会人、高齢者のいずれも 3 段階に分け、

²⁴ イギリスの教育・雇用省が学校段階の教育基準 (Financial Capability through Personal Financial Education) を公表。4 段階のレベルに分け、各段階で教えるべき内容 (家計管理、生活設計、金融サービスを利用する際の意思決定の必要性等) を示している。また、イギリス FSA 等が社会人段階の教育基準 (Adult Financial Capability Framework (2nd Edition)) を公表。初級、中級、上級の 3 段階のレベルに分け、各段階で身に付けるべき、金融知識・理解、金融技術・能力、金融的責任を示している。

以下の内容を盛り込むことが適当と考えられる²⁵。

(a) 学校段階

学校段階では、社会人になるまでに家計管理、生活設計の重要性を理解させるとともに、金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）について理解させることが必要である。とりわけ高校生については、社会人に向けた準備段階として、これら重要事項の理解をより徹底させることが必要である。

(b) 社会人・高齢者段階

社会人・高齢者段階では、自ら金融商品の真のリスクを十分理解させるとともに、運用対象の分散をはじめ上記4.（1）②で述べた最低限身に付けるべき金融リタラシーを身に付け、自らの判断で選択できる能力を養うことが重要である。

例えば、運用について、将来に向けて金融資産を増やす必要性の高い若年社会人は一定のリスクを有する金融商品を組み合わせることが適当と考えられる一方、高齢者はより安全性の高い資産を中心とした資産構成とする等、年齢階層で適切な金融行動が異なることを理解させることが必要である。

また、金融経済教育を受ける機会の乏しかった高齢者については、様々なトラブルや詐欺的被害に遭うことが多いことから、あまりにもリターンが大きい等、うまい話には疑いをもち、決して購入しないことを徹底してることが重要²⁶である。

(2) 金融経済教育の対象者

幼児から高齢者までのあらゆる国民が金融経済教育のターゲットとなりうるが、資源には限りがあることから、状況に応じて、取組みの重点をどこに置いていくかについても意識していく必要がある。

現在、学校教育については、上述の通り、学習指導要領の改訂もあり、金融経済教育に関する内容の充実が図られてきており、今後はこうした取組みの定着を図っていくことが重要である。その一方で、社会人・高齢者に対する金融経済教育は、業界団体や各金融機関等で様々な活動が行われているものの、そうした活動でカバーできている層は限られている状況である。

²⁵ このほか金融危機等との関連では群衆心理といった行動経済学の知見も踏まえ、今後、金融経済教育の内容の充実を図っていくことが重要。

²⁶ 金融広報中央委員会「金融力調査（平成24年9月）」によれば、高齢者は、他の年齢層に比べて、お金の備えはできている一方、自らの知識や判断力への評価は高いものの、実際の知識面での正答率は低く、さらに情報収集面でも情報入手不足・関心不足となっている。

金融資産ゼロ世帯が増加している状況や依然として金融取引を巡り詐欺的な被害に遭われる高齢者が多いという事実は、社会人・高齢者段階における金融リタラシーの必要性を示唆するものであり、当面、一般的には教育のためのチャンネルに限られる社会人・高齢者に、より焦点を当てて金融経済教育を推進していくことが重要である。その際、就職、結婚、出産、住宅取得、退職といったライフスタイルが一般的であった以前とは異なり、ライフスタイルが多様化してきているため、金融経済教育の推進にあたっては、こうした点についても考慮した上で、きめ細かな対応が期待される。

上記のほか、とりわけ生活設計において困難が生ずることの多い社会的弱者や低所得者層に対しても、金融経済教育が行き渡るよう努めるべきである。

(3) 各分野の取組み内容²⁷

①学校段階における取組みの推進

上述の通り、学校段階における金融経済教育は、主に社会科・公民科及び家庭科で行われているが、今後、家計管理や生活設計といった行動面の教育に注力し、生活技術としての金融リタラシーの向上に力を入れていく観点からは、とりわけ社会に出る前の高校段階において、家庭科における家計管理や生活設計の指導を充実させていくことが必要である。

家庭科においても、学習指導要領、教科書の内容は充実してきているが、限られた授業時間の中で、教員が利用しやすい副教材や指導資料の開発・提供、教員の実態の現状把握、家庭科教員の生活設計に対する意識の向上・スキルの向上を高めるための研修やシンポジウムの充実等を図っていくことが必要である。

②社会人・高齢者段階における取組みの推進

(a) DC 教育の充実

社会人段階における金融経済教育の場として、DC 教育は極めて有望なチャンネルである。その一層の充実に向けて、DC 教育の機会の確保、とりわけ継続研修の実施、コストがかからない形で内容の充実を図るための方策を検討していくことが必要である。今後、導入時研修の内容の充実や継続研修の必要性について、関係者の意識が高まっていけば、より良い投資教育の場となり得ると考えられる。

²⁷ 本文で記述している取組みのほか、金融広報中央委員会および各都道府県金融広報委員会が中立公正な立場から実施している学校段階における金融経済教育の支援や社会人・高齢者段階における金融経済教育活動についても、引続き積極的な取組みが期待される。

(b) 自治体等における取組みの推進

自治体（消費生活センター、公民館等）においては、上述の通り、金融経済教育への取組みはこれまで限られているが、自治体は、業界団体や個別の金融機関とは異なる公的主体として、各地域の特性に応じた社会人・高齢者に対する金融経済教育チャネルとして、今後、取組みの充実・強化が期待される²⁸。

これまで自治体における取組みが限られている背景には、予算・人員面の制約等のほか、関係機関の連携の不足や消費者教育における金融経済教育の位置付けが不明確であったことが考えられる。このため、平成24年（2012年）8月に成立した「消費者教育推進法」に基づき、今後政府で策定する「基本方針」に金融経済教育を位置付け、その後、自治体で策定される「推進計画」にも金融経済教育が盛り込まれ、多様な主体の連携による教育が推進されるよう促していくことが有効である。なお、金融経済教育の推進において連携が期待される多様な主体に関して、今後は福祉関係者も視野に入れることが考えられるのではないかと意見があった。

このほか、自治体の取組みにおいては、市民の自主的な活動に対する支援を引き続き行うことが必要といった意見もあった。

(c) 業界団体や各金融機関による取組み

金融経済教育の推進にあたり、業界団体や各金融機関は重要な担い手であり、積極的な取組みが引き続き期待される。その際、各種セミナー等の開催においては、上記4.（1）②で述べた最低限身に付けるべき金融リタラシーの内容を踏まえた金融経済教育として実施するものなのか、あるいは個別商品の販売推奨に主眼を置いたものであるのかを参加者に示した上で、実施することが望まれる。

なお、社会人のみならず、新たに社会人となる大学生向けのセミナーの実施や家庭科教員を対象としたセミナーの実施・副教材の開発・提供といった取組みが期待される。

(d) 予防的なアドバイスの提供等

我が国においては、トラブル発生後の相談窓口はそれなりに充実してきているが、本来は、トラブル発生が予防されることが望ましい。そのためには、金融経済教育の推進により、金融リタラシーの向上を通じて、事前にトラブルの発生を防ぐことも必要である。さらに、イギリスでは、生活設計等も含めた予防的なアドバイスの提供が行われており、我が国でも、予防的アドバ

²⁸ アメリカでは、「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会」が、「金融ケイパビリティのあるコミュニティの創出（2012年3月）」と題する文書を発出し、州・市町村等の自治体や地域社会のリーダーに対して、金融経済教育の推進を求めている。

イスの提供を充実させていくことが望ましいと考えられる。こうした観点からは、金融広報中央委員会のウェブサイト（知るぽると）に設けられている生活設計診断について、その周知を図るとともに、必要に応じ、その内容の充実を図る等の検討を行う。さらに、中長期的には、ウェブサイトに加え電話や対面による中立的なアドバイスの提供の検討も必要である。この点に関して、例えば、事後的な相談体制が構築されている消費生活センターの機能を活用して、予防的なアドバイスの提供体制を構築してはどうかといった意見があった。

このほか、そもそも、利用者側に金融経済教育を積極的に学ぶ必要性、インセンティブを喚起する方策について検討することも必要といった意見もあった。

③利用者にとって必要な金融商品にかかる情報提供の充実

金融は、業者である供給側と利用者である需要側との情報の非対称性が特に強い分野であるため、利用者の金融リタラシーの向上と併せ、当局による業者への規制も引き続き必要である。また、これらに加え、中立的機関による情報提供の充実も必要である。

例えば、投資分野において、中長期的な資産形成により相応しい複雑過ぎない投資商品を普及させていくには、利用者の金融リタラシーの向上を図り、利用者自ら適切な商品を利用選択する素地を作っていくこととあわせ、日本版 ISA の導入にあわせ、その主力商品である投資信託の重要情報（手数料やリスク・リターン）について、業者にはより分かりやすい開示を求めるとともに、中立的機関による分かりやすい比較情報の提供を検討する必要がある。

（３）金融経済教育の推進を図る手段

①金融経済教育の推進体制

多種多様な実施主体がいる中で、上記４．（１）②で述べた最低限身に付けるべき金融リタラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることが必要である。

このため、今後の金融経済教育の推進にあたっては、金融庁を中心とする関係当局がより積極的に役割を果たすことが必要である。その際、金融広報中央委員会のネットワークを活用し推進していく場を設置することが適当である。

さらに、この場を通じて、関係者間の取組みにおける重複部分や不足部分の洗い出しを行うなど、全体の取組みを関係者間でフォローしながら、効率的・効果的に推進していくことも重要である。

②効果測定の定期的な実施

金融経済教育の推進にあたり、国民の客観的な金融リタラシーの水準について定期的に点検することも重要である。

こうした観点からは、金融広報中央委員会の「金融力調査」が、以下の点について、意義のあるものと高く評価できる。

- ・各国の様々な制度上の差等もあって難しい部分はあるものの、海外比較を念頭に置いた設問となっている。
- ・金利（単利、複利）やインフレなどについての基礎的な知識等を問う設問に加え、自身の将来に対する資金的な備え、自身の金融に関する知識や判断能力について（自己評価）、金融商品や取引に関する意思決定の根拠、金融に関する情報の入手方法に関する設問も含まれており、知識だけではなく、行動、態度に関する調査項目が含まれている。

したがって、今後とも、効率的・効果的な金融経済教育の推進のためには、同調査を、国民への金融経済教育の定着度合を測るために活用していくことが必要である。

5. おわりに

我が国における金融経済教育の取組みは、平成 12 年（2000 年）の金融審議会答申において、金融経済教育の重要性が提言されてから、今年で 10 余年が経過したところである。

今後、金融や経済に関する知識の習得に加え、家計管理や生活設計、外部の知見の活用といった行動面の教育、また、適切な金融商品の利用選択についての判断力を身につけさせていくには、相応の時間が必要と考えられることから、国全体として、中長期的な観点から、持続的に金融経済教育の取組みを粘り強く推進していくことが重要である。

平成 24 年（2012 年）は、金融経済教育にとって、G20 や OECD 等において、その重要性が再認識された年である。

我が国においても、この報告書を一つの契機として、今後、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することによって、国民の金融リタラシーの向上が図られることが期待される。